

E i w a N e w s

2020年4月1日に民法が大きく変わります

令和2年3月
(No.176)

2020年4月1日から民法が大きく変わります。変更点は、大別すると3つに分けられます。1つ目は、契約ルールなどを定めた債権法が大幅に改正されます。2つ目は、相続における配偶者の権利の拡大を目的として、配偶者居住権が新設されます。3つ目は、児童福祉のための養子縁組の制度である特別養子縁組制度の要件が緩和されます。今回は、これらの3つの改正についてご案内します。

1. 債権法の改正

債権法の改正は、民法制定以来、約120年ぶりとなる抜本的改正となり、社会経済の変化に対応すると同時に、内容を分かりやすくすることを目的としています。今回の改正の目玉の一つが約款に関する規定が整備されたことです。また、仕事や暮らしに大きな影響が想定されるものとして、事業資金やアパートなど不動産を借りる場合の保証人に関する規定の改正が挙げられます。

重要な改正点

- 約款を用いた取引に関する改正
- 保証人の保護に関する改正

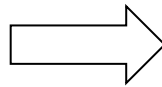
(1) 約款を用いた取引に関する改正

インターネットサイトの利用規約など、大量の同種取引を効率的に行うために作成された定型的内容の取引条項のことを「約款」といいますが、現行の民法では、この約款に関する規定がありませんでした。そこで、「定型約款」として明文化され、どのような場合に有効で、どのような場合に変更できるかなどが規定されました。

例えば、顧客が定型約款にどのような条項が含まれるのかを認識していなくても、①当事者間で定型約款を契約の内容とすることの合意をしたとき、または②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ顧客に「表示」して取引を行ったときは、「定型約款」の個別の条項についても合意したものとみなされます。

従来の問題点

民法には約款に関する規定がないため、法的に不安定とされていた。



改正後

民法に約款に関する規定を新設し、取引の安定を図る。

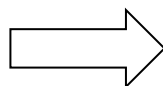
(2) 保証人の保護に関する改正

① 公証人による保証意思確認の手續の新設

事業の貸金債務を個人が保証する場合は、公証人が契約締結前1ヶ月以内に、保証人となる人から直接その保証意思を確認しなければ、効力が生じないこととなりました。ただし、主債務者の役員や共同事業者などが保証人になる場合は、適用されません。

従来の問題点

法人や個人事業主などが事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負いかねない。



改正後

【締結前】
保証内容やそのリスクを把握する機会を義務づけることにより、安易な契約締結を防ぐ。
【締結後】
意思確認手續を経ない契約は、無効となる。

② 個人の根保証契約に関する見直し

根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。改正により、個人が保証人となる場合、保証人が責任を負う上限額（極度額）を定め、かつ書面又は電磁的記録で契約されなければ、その保証契約は無効となります。

例えば、不動産賃貸借契約において連帯保証人を付ける場合には、賃貸借契約書の連帯保証条項に、「連帯保証人は、賃貸人に対し、賃借人が本契約上負担する一切の債務を極度額〇〇〇〇円の範囲内で連帯して保証する。」といった規定を加える必要があります。

従来の問題点	改正後
保証人は将来、想定外の金額の債務を負いかねない。	保証人が責任を負う上限額を定めることで、保証の範囲を想定内にとどめることができる。

2. 配偶者居住権の新設

相続における配偶者の権利の拡大を目的として、新しく配偶者居住権という権利が認められるようになります。高齢化社会に伴い、被相続人の配偶者も相対的に高齢化しているため、その生活を配慮する必要性が一層強まっていることが背景にあります。

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の建物を相続後無償で使用できる権利です。この権利は、遺贈または遺産分割によって取得することができます。

期間は、原則として配偶者が死亡するまでです。第三者にこの権利を主張するためには、登記が必要となります。

従来の問題点	改正後
現状の制度でも、配偶者が自宅の所有権を相続すれば住み続けることは可能だが、所有権は価値が高いため、その分、遺産分割で得られる他の財産が少なくなる。	配偶者居住権を取得することにより、配偶者は自宅に住み続けながら、生活資金を確保しやすくなる。

3. 特別養子縁組制度の要件の緩和

特別養子縁組制度は、家庭に恵まれない子どもの健全な養育を目的とする制度です。家名や家業の存続などに使われることが多い通常の養子縁組制度とは異なり、特別養子縁組をすると実父母と親族関係がなくなります。養親間関係が通常の養子縁組制度よりも強くなるのが特徴です。

この制度は、要件が厳格のため利用がしづらいつの指摘がありました。このため、制度の利用促進を目的として、要件が緩和されます。

緩和される要件の内容は、対象年齢の引き上げ、実親の縁組同意の撤回期間の短縮、申立権者の範囲の拡大などです。要件の緩和により、虐待など家庭に恵まれない子供の環境が改善されることが期待されています。

従来の問題点	改正後
対象年齢：原則 6 歳未満、例外 8 歳未満 縁組同意の撤回期間：家庭裁判所の審判確定まで 申立権者：養親となる夫婦のみ	対象年齢：原則 15 歳未満、例外 17 歳未満 縁組同意の撤回期間：同意後 2 週間以内 申立権者：養親となる夫婦の他、児童相談所の所長

以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。